

医療法人財団明理会 介護老人保健施設 春日部ロイヤルケアセンター 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団 明理会が開設する介護老人保健施設春日部ロイヤルケアセンターにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 春日部ロイヤルケアセンター
- (2) 開設年月日 平成15年10月1日
- (3) 所在地 埼玉県春日部市藤塚2622番2
- (4) 電話番号 048-733-5771 FAX番号 048-733-5778
- (5) 定員 60人
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1150680025)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師（常勤兼務1人〔併設介護老人保健施設と兼務〕） 1人
医師は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行

うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練・指導を行う。
- (3) 看護・介護職員 15人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。
- (8) 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、調理員の指導等を行う。理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、調理員の指導等を行う。
- (9) 歯科衛生士 1人以上
歯科衛生士は、利用者の口腔ケア等の業務にあたり、口腔機能維持、向上のための管理を行う。
- (10) 事務職員 3人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。但し12月31日から1月3日は休み。
(2) 営業日の午前8時30分から17時30分までを営業時間およびサービス提供時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、60人とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
(3) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
(4) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 介護老人保健施設の利用料は、重要事項説明書に掲げる厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額の介護保険負担割合証記載の割合の額に応じる。

- 2 その他の費用として、重要事項説明書に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、春日部市及び近隣東南地区の越谷市の一帯・松伏町の一帯。但し、利用者の送迎乗車時間、地域ごとの利用者人数を考慮し、当施設を起点として送迎範囲を以下のようにする。

- ・ 東部地区 春日部市下柳、西金野井（国道16号）以南～松伏町金杉、大川戸、魚沼、築比地地区
- ・ 南部地区 越谷市平方地区含む、大枝、大畑（武里団地まで）

- ・西部地区 豊町、粕壁、中央、大沼、一ノ割地区まで
 - ・北部地区 不動院野、八丁目以南
- ※今後、上記以外の地域居住の利用希望者が複数ある場合は通所定員を考慮し、柔軟に対応します。

(身体の拘束等)

第 12 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 13 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒及び喫煙は禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは、一切禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、事前に職員の許可、若しくは職員立会いのもと使用する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、事前に施設の許可を得ること。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 宗教活動は禁止とする。
- ・ ペットの持ち込みは不可とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での定期受診は不可、突発的な傷病を発症した場合は職員に申し出ること。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。（名前を列記しても可）

- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第18条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第20条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団 明理会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(5) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内にファイリングし閲覧できるようにする。

3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 介護保健施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要な事項については、医療法人財団明理会 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成15年10月 1日から施行する。

平成16年10月 1日一部改訂する。

平成17年 1月 1日一部改訂する。

平成17年10月 1日一部改訂する。

平成18年 4月 1日一部改訂する。

平成21年 4月 1日一部改訂する。

平成22年 9月 1日一部改訂する。

平成24年 6月 1日一部改訂する。

平成27年 4月 1日一部改訂する。

平成27年 8月 1日一部改訂する。

令和 1年10月 1日一部改訂する。

令和 3年12月 1日一部改訂する。

令和 5年 5月 1日一部改訂する。

